

全労金2017春季生活闘争ニュース・第29号

《合意速報No.13》

四国労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました！

四国労組は、3月28日午後5時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求 (金庫)			回 答 (金庫)			申し入れ (関連)	回 答 (関連)
	正職員	準職員	臨時職員	正職員	準職員	臨時職員	契約社員	契約社員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)		—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)		無期転換権 の付与 —	継続協議 —
最低賃金	時間額1,000円、日額7,330円、 月額154,000円への引き上げ			時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円に引き上げ			—	—
基本賃金	2017年4月より新人事賃金制度へ移 行するため、要求しない			定昇	定昇	定昇	(定期昇給 の実施)	(定期昇給の実 施)
一時金	4.4	2.9	2.9	4.4	2.9	2.9	別途確認	別途確認
昨年実績	4.4	2.9	2.9					
雇用環境	—	私傷病欠勤・休職制度 (ジョブリターン制度あり)		私傷病：無期雇用者は正職員と同様。有期雇 用者は欠勤期間は現行通り(10日)とし、新 たに休職期間を契約期間満了までとする。但 し、私傷病の内容によって休職期間を延長す る。 (ジョブリターン制度あり)			—	—
単組独自要求	「育児に伴う所定労働時間の短縮措 置」を小学校卒業までとする 積立休暇制度の改善			「所定労働時間の短縮措置」：応じられない。 救済措置について継続協議する。 積立休暇制度の改善：要求通り			—	—

団体交渉において、金庫からは、「2017年度がスタートするが、風通しの良い職場、コミュニケーションの取れた職場をつくっていかねばならない。そして、何よりも“全職員の雇用を守り、全店舗の維持する”ために、事業の改革を進めていく。今後も労働組合と意思疎通をはかりながら、進めていきたい」等の見解が表明されました。

土居闘争委員長は、「私たちは、組合員とその家族の生活や健康を守る役割と、労働者全体の『底上げ・底支え』をめざす社会的役割という2つの役割を担っており、春季生活闘争においても、その役割を果たす観点で要求を掲げた。特に、臨時・準職員の私傷病欠勤・休職制度については、病気等で職場を離れることになった場合でも安心して治療に専念し、再び労働金庫のために最大限の力を発揮することができるようになる制度だと考えている。また、継続協議となった所定労働時間の短縮措置の適用拡大についても、職員のダイバーシティを実現していくために、少しでも早い段階で議論の到達点

に向かうことが出来るよう、労使で協力していくことを要請する。積立年休制度の使用条件撤廃や積立日数上限の引き上げについても、男性の育児休暇取得促進に向け、大きな一歩だと考えている」等を表明しました。

単組は、①最低賃金については、時間額 950円まで引き上げられたこと、②私傷病欠勤・休職制度については、有期雇用者についても労働条件が大きく改善する内容であること、③所定労働時間の短縮措置については、交渉の中で、現行制度から一定の改善が図れることを確認し、期日を定めた継続協議が示されたこと、等から基本合意を判断しました。

*合意単組：11単組（3月28日18時50分現在）

中央・長野・沖縄・東海(金庫)・東海(関連)・中国・新潟・北海道・北陸
近畿(金庫)・近畿(関連)・セントラル・四国

以 上